

平成23年6月23日

記者発表資料

(県政・秦野・小田原記者
クラブと同時発表)

県内で生産された農産物の放射能濃度について

神奈川県内で生産された農産物（チャ）の放射能濃度について、検査を実施したところ、測定値で食品衛生法上の暫定規制値を上回るものがありました。

農産物の種類（産地）	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
チャ(一番茶 荒茶)(中井町)	不検出	<u>1,330</u>
チャ(二番茶 荒茶)(秦野市)	不検出	360

※ 検査機関：神奈川県衛生研究所

この検査結果を受け、本日、中井町及び関係農業団体並びに関係事業者に対し、当分の間、中井町の今年産茶について、出荷及び使用を差し控えるように自粛を要請しました。

【参考】

- 食品衛生法上の暫定規制値
放射性セシウム（その他） 500Bq/kg
- ※ 暫定規制値は、原子力安全委員会が示した指標値をもとに厚生労働省が定めたものです。
- ※ チャについては、放射性ヨウ素の暫定規制値は定められていません。
- 農林水産省の調査結果によると、10gの荒茶を90℃、300mlのお湯で1分間浸出させて飲用茶にした場合、放射性セシウム濃度は、荒茶の50分の1程度になります。
- 仮に暫定規制値の500Bq/kgの荒茶を使って製造された茶葉（製品）10gを使用してお茶（300ml）を淹れた場合の人体への影響は、（放射性物質の2分の1がお茶に移行すると仮定）
 $500\text{Bq/kg} \times 1/100 \times 1/2 \times 1.3 \times 10^{-5} = 0.0000325\text{mSv}$ となります。
これは、胃のエックス線集団検診（1回）を受診した場合の放射線の人体への影響（約0.6mSv）の約18,460分の1です。

(問い合わせ先)

神奈川県食の安全・安心推進会議

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

課長 菊池 045-210-4420 (ダイヤル)

7ボタン 045-210-8851

神奈川県保健福祉局生活衛生部食品衛生課

課長 梶木 045-210-4932 (ダイヤル)

7ボタン 045-210-8864